

座間市広告入りフロアマット取扱事業者募集要項

1 趣旨

座間市は、市民サービスの向上に活用する新たな財源を確保するため、市の資産に広告を掲載等する事業を実施しています。この一環として、広告入りフロアマット（以下「フロアマット」という。）を平成 22 年 12 月 1 日から導入しています。この度、令和元年 11 月 30 日取扱期間満了に伴い、新たに取扱事業者を募集します。

2 事業者の取扱業務

- (1) 広告主の募集
- (2) フロアマットの製作及び設置
- (3) フロアマットの管理を含むメンテナンス

3 応募資格

広告主の募集から、フロアマットの製作、設置及び管理を含むメンテナンスまで、一連の作業が可能な事業者（以下「事業者」という。）で、座間市広告掲載要綱別表に定める規制業種及び事業者該当しないものとします。

4 取扱期間

令和元年 12 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日まで。

5 応募方法

本要項内容を確認及び了承した上で、提出書類を作成し、郵送又は直接担当まで持参してください。

(1) 提出書類

- ア 広告入りフロアマット取扱申込書
- イ フロアマットの規格等
- ウ 会社の事業内容が分かる会社概要等（様式問わず）
- エ 業務実績一覧表（別紙 1）

(2) 受付期間

令和元年 10 月 16 日（水）～10 月 17 日（木）午後 4 時までの期間（必着）

※郵送の場合、書留郵便等は必須ではありませんが、不着について市は一切責任を負いません。また、封筒に「広告入りフロアマット取扱申込書在中」と記載してください。

※持参の場合、上記日の午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分（正午～午後 1 時除く）にお越しください。

(3) 担当・申込先

座間市総務部財産管理課財産管理係 ※市役所 4 階

(住所) 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号

(電話) 046-252-7801 (FAX) 046-255-3550

(メールアドレス) kanzaika@city.zama.kanagawa.jp

6 質問期限

本件に係る質問は、10月3日(木)午後4時までに、上記のメールアドレスまで「座間市広告入りフロアマット取扱事業者募集に関する質問書」に必要事項を記載の上、送信してください。(FAX、電話、郵便での質問は受け付けません。)回答方法は、メール、電話、FAXのいずれかになります。また、質問内容及び回答内容は、市ホームページに10月11日(金)までに掲載します。

7 予定価格と落札額

事業者が決定した後、市ホームページに公表します。ただし、不調の場合は公表しません。

8 事業者の決定

- (1) 広告入りフロアマット取扱申込書の広告料の合計金額(最高額)及び類似実績を考慮し、事業者を一者決定します。
- (2) 決定事業者及び応募業者には、入札結果を10月末日までに連絡をします。
- (3) 決定事業者は、市と座間市広告入りフロアマット取扱及び設置に関する協定書を締結することになります。

9 広告料及び行政財産の目的外使用料の納入

広告料及び行政財産の目的外使用料は、フロアマット設置の際に納入していただきます。取扱がない場所や、取扱のない期間の納入の必要はありません。

10 注意事項

- (1) フロアマットの取扱は、座間市広告掲載要綱及び座間市施設内広告設置取扱要領並びに座間市広告入りフロアマット取扱及び設置に関する協定書を遵守してください。
- (2) フロアマット1枚につき掲載できる広告は、1種類で枠の分割はできません。
- (3) フロアマット及び広告に関連して、第三者との間に紛争を生じた場合は、事業者の責任及び負担において解決してください。

【 広告入りフロアマットの概要 】

1 設置場所、規格

	設 置 場 所		設置数	フロアマットサイズ(標準) cm
	番号			
庁舎 1 階	①	正面玄関（アトリウム内図書館側）	2 枚	100×120
	②	南側玄関（サニープレイス側）	1 枚	150×150
	③	北側玄関（ハーモニホール側）	2 枚	90×150
	④	正面玄関（図書館側）	2 枚	100×120
	⑤	東側出入口（ふれあい会館側）	1 枚	90×90
庁舎地下 1 階	⑥	エレベーターホール東側出入口	1 枚	120×180
	⑦	エレベーターホール南側出入口（サニープレイス側）	1 枚	120×120
	⑧	エレベーターホール中央出入口	1 枚	120×120
	⑨	エレベーターホール北側出入口（ハーモニホール側）	1 枚	120×120
	⑩	エレベーター乗降口前	3 枚	100×120
	⑪	休日・夜間受付入口	1 枚	90×120
	⑫	ふれあい会館出入口	1 枚	90×120

※設置場所やサイズ等は、協議の上変更することが可能です。

2 広告料及び行政財産の目的外使用料

決定事業者は、フロアマットを設置する際、市に広告料及び行政財産の目的外使用料を年度毎に納付していただきます。

- (1) 広告料（月額）は、広告入りフロアマット取扱申込書に記載した額となります。
- (2) 行政財産の目的外使用料は、1 平方メートル当たり年額 10,516 円に専有面積を乗じて得た額です。ただし、1 平方メートルに満たない場合は、1 平方メートルとします。なお、行政財産の目的外使用料は年度により変更になる場合があります。
- (3) 広告料及び行政財産の目的外使用料に円未満の端数が生じた場合は、切り上げとします。

3 設置要件等

- (1) 広告スペースは、フロアマット上面又は下面の面積の4分の3以内とし、フロアマットの広告スペース外に、別図のようなデザインを入れます。なお、デザインの詳細については、設置の際にご相談ください。
- (2) フロアマットの規格等については、次のいずれにも該当しないものとします。
 - ア 使用する材料等により床面等を汚す、又は破損するおそれのあるもの
 - イ 著しい厚み又は凹凸により、通行に支障を来たすもの
 - ウ 発光、蛍光及び反射効果を有する材料を使用しているもの
 - エ 靴底のクリーニング、防じん、吸水及び滑り止めの機能を持たないもの
 - オ 広告の色彩が、設置場所周辺との色合いを損ねるもの
 - カ その他施設等の業務に支障を来たすおそれのあるもの
- (3) フロアマットは、洗浄時の交換用を含め1箇所当たり2枚以上作製してください。洗浄における交換周期は、4週間とし、交換及び洗浄に要する費用は、事業者の負担となります。

別図

広 告 欄



共に織りなす 活力と個性 きらめくまち

座 間 市

座間市広告部分は例示ですので、具体的な内容は相談により決定します。

広告入りフロアマット取扱申込書

年 月 日

(あて先) 座間市長

住所

会社名

代表者

印

「座間市広告入りフロアマット取扱事業者」について、次のとおり申込します。

提案金額

	設 置 場 所		設置数	広告料 (月額)
	番号			
庁舎 1階	①	正面玄関 (アトリウム内図書館側)	2枚	円
	②	南側玄関 (サニフレイス側)	1枚	円
	③	北側玄関 (ハーモニホール側)	2枚	円
	④	正面玄関 (図書館側)	2枚	円
	⑤	東側出入口 (ふれあい会館側)	1枚	円
庁舎 地下 1階	⑥	エレベーターホール東側出入口	1枚	円
	⑦	エレベーターホール南側出入口 (サニフレイス側)	1枚	円
	⑧	エレベーターホール中央出入口	1枚	円
	⑨	エレベーターホール北側出入口 (ハーモニホール側)	1枚	円
	⑩	エレベーター乗降口前	3枚	円
	⑪	休日・夜間受付入口	1枚	円
	⑫	ふれあい会館出入口	1枚	円
合 計				円

※広告料にはマット1枚ごとの額 (行政財産の目的外使用料を含まない) を記入してください。

